

武蔵野地域のうどん文化を体験しよう

武蔵野地域をめぐるとんデジタルスタンプラリー2023



清瀬市、所沢市、小平市、東村山市、東大和市、東久留米市を舞台に、武蔵野うどんをめぐるとんデジタルスタンプラリーを開催します。**期**3月1日(水)~4月23日(日)

【参加方法】
①スタンプラリー参加店舗で飲食または購入
②会計時、設置されているパネルのQRコードを読み取り、スタンプを集める
※集めたスタンプは、4月22日(土)・23日(日)に行われる「小麦の香る街~うどん&麦まつり in 小平~」でのガラポン挑戦権になります(スタンプ3個で1回挑戦できます)。
持QRコードを読み込むことができ、インターネットに接続できるスマートフォン

問「小麦の香る街 小平」PRイベント連携協議会事務局 ☎080-6014-2474 **メ**info@kodaira-komugi.com (平日午前10時~午後5時30分)

※ガラポンの景品や参加店舗など詳しくはホームページを確認してください。
詳しくはこちら



小麦の香る街 ~うどん&麦まつり in 小平~

いろいろなうどんの食べ比べ、うどん打ち体験、特産品の販売などを行います。
日4月22日(土)・23日(日)
場たけのこ公園 (小平市花小金井7-9-10)

清瀬の学校探訪

清明小学校
旭が丘2-8-1



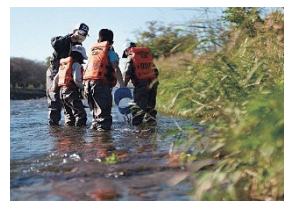
問教育指導課 ☎042-492-5111 (代表)

教育目標

清く明るく豊かな心もち、進んで学ぶ児童の育成
○よく見つめよく考える子
○親切で思いやりのある子
○健康でたくましい子

特色ある教育活動

- ユネスコスクール
 - ・柳瀬川、水再生センターなど地域教材を活用した学びの充実
 - ・伝統文化の継承及び地域愛の育成(下宿囃子、ふせぎ行事)
 - ・「認知症サポーター養成講座」「赤ちゃんのチカラプロジェクト」「車いす体験」などの体験学習や地域介護施設などとの交流学習の実施
 - ・学校地域支援本部、下宿囃子保存会、清瀬市環境協議会、地域包括支援センター、企業、NPO法人などと連携した教育の推進
- 学力の向上
 - ・問題解決的な活動の充実
 - ・全学年、算数の補助学習「パワーアップタイム」の実施



柳瀬川体験学習



伝統文化を学ぶ



パワーアップタイム

◆身に付けさせたい五つの力の現状

全国学力・学習状況調査の調査項目のうち、本市が身に付けさせたい①~⑤の五つの力に該当する項目を抽出し、それぞれの達成状況をまとめました。

教科に関する調査		清明小	都	全国
		(平均正答率)		
①生きて働く知識・技能	国語	52%	72%	71%
	算数	62%	72%	68%
②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力	国語	51%	66%	62%
	算数	43%	61%	57%
意識調査(「はい」と回答した割合)				
③学び続ける力(自分でやると決めたことはやり遂げようとしていますか)		86%	87%	87%
④清瀬を誇る気持ち(地域や社会をよくするために何をすべきか考えますか)		49%	50%	51%
⑤生命尊重(いじめはどのような理由があってもいけないと思いますか)		99%	96%	97%

◆今後の取り組み

- 国語：ペア・グループ学習を通し、多様な考えを知るとともに考えを深める授業展開を工夫する。朝学習での短作文の実施、学習の振り返りを言葉でまとめるなど、自分の考えを書く力を伸ばす。
- 算数：3~6年生での習熟度別指導で、各コースに応じた授業展開を工夫する。全学年で「東京ベーシックドリル」やタブレット端末を活用し、学年を立ち戻った学習による基本的な学習内容の定着を図る。
- その他：いじめ防止意識が高い傾向が見られた。意識調査については、今後も地域教材を活用した体験的・探究的な学習の充実に取り組む。

次回は清瀬中学校

新校開設に向けた

第2回 市民ワークショップ



市は、令和11年度に新校を開設するにあたり、その基本構想・基本計画に児童・生徒、保護者の皆さんをはじめ、市民の皆さんの「想い」を反映できるよう、市民ワークショップを開催します。定員25人程度(応募者多数の場合は保護者や地域住民を優先します)。
日3月25日(土)午前10時~正午
場市役所本庁舎
申右記申込みフォームから参加希望者本人が申込み
※結果は開催日の一週間前をめど

にメールで通知します。
問教育総務課庶務係 ☎042-497-2537 **申**込みはこちら



前回のワークショップの様子

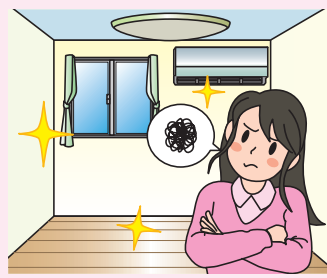
消費生活相談の現場から

退去費用の高額請求にビックリ!? ~賃貸住宅契約の特約に注意~

【事例】7年間住んでいた賃貸アパートから退去した。退去時には大家の立ち会いはなかった。その後送られてきた請求明細書で、全室のクロス張替え費用や室内クリーニングの費用が請求された。

入居時に渡された契約書を確認すると、特約として「クロスの張り替え費用や室内クリーニング費用は借主負担」との記載があった。特約については特に説明もなく認識もしていなかったが、汚したり壊したりせず、きれいに使用していたつもりなので納得できない。これらの費用を支払わなければならないのか。

【アドバイス】国土交通省のガイドラインでは、賃貸住宅を退去する際、借主が汚したり壊したりして損耗または毀損させた場合や、なるべくきれいに使用する注意を怠った場合に原状回復義務を負うとされています。クロスについては6年経過時の残存価値は1円とみなされることから、上記事例の場合の費用負担はほぼないと考えられ、ガイドラインの考え方に比



べると、借主に不利な特約となっています。特約が有効となるには、借主が通常の原状回復義務を超えて負担義務を負うことを認識し、その上で支払いに応じる意思表示をしていることが必要です。説明も認識もされていない上記事例の場合は、特約の有効性について貸主との交渉が可能と思われます。退去時にトラブルに遭わないためには、借主側も自分に不利な特約が含まれていないか、契約の際にはその内容を確認することが大切です。

支払うべき費用かどうか迷った場合は、消費生活センターまでご相談ください。

問消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

清瀬と結核

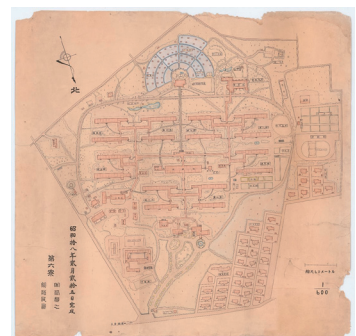
第9話 しょうい 傷痍軍人 東京療養所

一 病院街の形成

現在の東京病院と日本社会事業大学を併せた広大な敷地に、昭和14年11月、傷痍軍人東京療養所が開かれました。傷痍軍人とは、戦争で負傷したり病気になった軍人のことです。東京療養所は、傷痍軍人援護機関として発足した傷病保護院(のちに軍事保護院)が設置した傷痍軍人結核療養所の一つで、陸海軍病院から転送される結核患者を収容しました。

結核は、軍にとって部隊の戦力に影響する課題でした。感染を広げないよう衛生組織が患者を発見すると陸海軍病院に送り、病院は結核患者があふれんばかりでした。十分に治癒しないままの帰郷は当人の再発を招くばかりでなく、結核まん延の源となる恐れがあるため、傷痍軍人結核療養所を設置し受け入れる必要があったのです。

当時、他の公私立の療養所では入院までに時間を経たゆえの重症患者が多かったのに比べ、傷痍軍人結核療養所は規模も大きく比較



傷痍軍人東京療養所病棟配置図 (国立病院機構東京病院提供)

的早期に発見され治癒の見込める患者が相当数を占めていたので、治療法の効果検討・研究を可能にしました。東京療養所では特に、胸部外科領域で功績をあげました。

療養所の生活は厳しい規律のもとに営まれました。早くよくなり再び国のために働けるようにと立てられた「再起奉公」の石碑は、外気舎記念館脇にあり、当時を今に伝えています。

終戦の年、昭和20年12月、厚生省(当時)に移管され、名称も国立東京療養所と改められました。
問市史編さん室 ☎042-497-1813